

ブロック塀等撤去費用の補助金 のお知らせ

～ご自宅のブロック塀は老朽化していませんか？～

対象

※①～③のすべてに該当する場合に対象となります。

- ①一宮市内にあるコンクリートブロック等（※1）で築造した塀
- ②公共の道路に面しているブロック塀等
- ③道路から高さ1m以上のブロック塀等

※1：レンガや石材等の組積造の塀も含みます。



補助金額

- ①対象ブロック塀等の撤去・処分にかかる工事費
 - ②撤去する対象ブロック塀等の長さ(m)×1万円
- ①、②のどちらか少ない額の1/2
(上限10万円)

注意事項

補助金を利用する方は必ず工事の契約前・着手前に申請が必要になります。

※申請前に契約・工事を着手すると、補助金を交付することができませんのでご注意ください！

また、令和5年度の補助金の申請締切りは12月15日です。

ただし、予算の上限に達し次第受付終了となります。

相談・申請窓口

申請には必ず
事前相談が必要です

〒491-8501

一宮市本町2丁目5番6号 本庁舎7階

一宮市建築部建築指導課 TEL:0586-28-8644(直通)



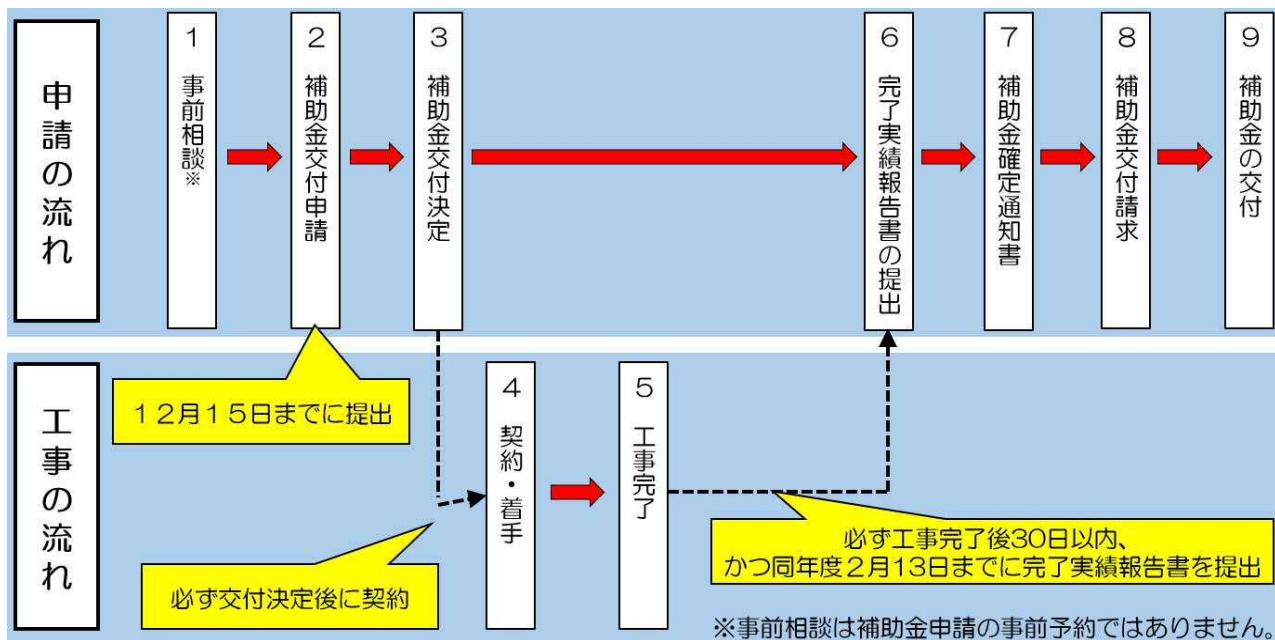
手続きの流れは
裏面をチェック！



一宮市ウェブサイト
ブロック塀等撤去費
補助事業のご案内
ページID:1026307

↓ 回覧確認にご利用下さい ↓

補助金申請の流れ



※申請前に契約・工事を着手すると、補助金を交付することができませんのでご注意ください！

※補助金申請には事前の相談が必要です！なお、事前相談は電話またはウェブサイトからオンラインで受付ができます！
(事前相談は補助金申請の事前予約ではありません。)

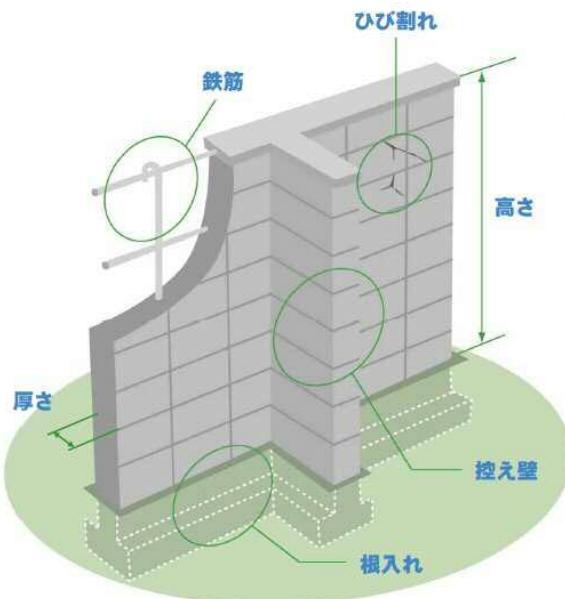
詳細については建築指導課までお問い合わせください。

TEL:0586-28-8644(直通)

突然ですが！
あなたの家のブロック塀は大丈夫?? ?? ??

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により塀などが倒壊し、歩行者が下敷きとなって死亡する事故が発生しました。自宅にブロック塀がある方は、下記の項目をまずは自分で点検してください。

チェックリスト



- 1. 高すぎないか
▽地盤からの高さが2.2m以下
- 2. 厚さは十分か
▽10cm以上 (高さが2~2.2mの場合は15cm以上必要)
- 3. 控え壁はあるか
▽塀の高さが1.2mを超える場合、長さ3.4m以下ごとに高さの1/5以上突出した控え壁が必要
- 4. 基礎はあるか
▽コンクリートの基礎が必要
- 5. 状態は健全か
▽傾いたり、ひび割れたりしていない
- 6. 鉄筋が適切に入っているか
▽直径9mm以上の鉄筋が、縦横ともに80cm以下の間隔で配置されており、縦筋は塀頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている
▽塀の高さが1.2mを超える場合、基礎の根入れ深さは30cm以上

※ひとつでも不適合がある場合やわからないことがあれば専門家に相談しましょう。